

## 第 9 回 網 走 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和 3 年 3 月 26 日 (金) 午後 2 時 30 分から午後 2 時 56 分

2. 開催場所 網走市役所西庁舎会議室

3. 出席委員 16 人

会長	17 番	山	田	健	一
会長職務代理者	11 番	山	本	登	
委員	1 番	居	内	和	則
	2 番	鬼	塚	秀	明
	3 番	鎌	田	直	人
	5 番	遠	藤	優	一
	6 番	福	田	稔	
	7 番	松	尾	貴	子
	8 番	藤	田	政	揮
	9 番	中	川	一	弘
	10 番	立	石	雄	治
	12 番	小	田	切	治
	13 番	佐	々	木	義
	14 番	鈴	木	圭	一
	15 番	矢	萩	一	毅
	16 番	首	藤	勝	広

4. 欠席委員 4 番 川 崎 伸 弘

5. 議事日程

報告第 1 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の変更について
報告第 2 号	農地転用事業計画に係る工期の遅延について
議案第 1 号	買受適格証明の交付について
議案第 2 号	農地等の所有権移転について
議案第 3 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 4 号	農地保有合理化事業に係る農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 5 号	農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 6 号	農地移動適正化あっせん基準価格について

6. 議事録署名委員

15 番	矢	萩	一	毅
16 番	首	藤	勝	広

7. 出席事務局職員

事務局長	川	合	正	人
事務局次長	本	間	保	司
農地係長	石	岡	英	樹
事務局主査	竹	岡	亮	
農地係主事	猪	股	路	子

## 8. 会議の概要

事務局長

ただ今より、網走市農業委員会第9回総会を開催いたします。初めに、山田会長よりごあいさつをお願いします。

会長

(挨拶)

事務局長

次に、会議の議長についてであります。網走市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり議事を進行いたします。議長お願いいたします。

議長

本日の出席委員は、16名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会をいたします。なお、4番川崎委員から欠席の報告がありました。次に、本日の会議の議事録署名委員として、15番矢萩委員、16番首藤委員の両委員を指名いたします。初めに事務局より報告を受けます。報告第1号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更について」報告を受けます。事務局に、報告の説明を求めます。

事務局

(報告第1号の朗読説明)

なお、解約した16筆につきましては、本議案19ページ議案第3号9番で、新規賃貸借集積計画を策定しています。以上でございます。

議長

報告第1号の説明が終わりましたが、質疑ありませんか。

(質疑なし)

それでは、以上で報告第1号を終わります。次に、報告第2号「農地転用事業計画に係る工期の遅延について」報告を受けます。事務局に、報告の説明を求めます。

事務局

(報告第2号の朗読説明)

議長

報告第2号の説明が終わりましたが、質疑ありませんか。

(質疑なし)

それでは、以上で報告第2号を終わります。次に、議案の審議に入ります。初めに、議案第1号「買受適格証明の交付について」を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第1号の朗読説明)

なお、議案第1号につきましては、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、買受適格証明を受けることができないこととなりますが、別紙資料1の1ページに記載しておりますように、申請内容及び現地調査における調査結果では、買受適格証明を受けられない者には該当しないとのことでございます。また、会長の専決処分により許可決定した場合は、許可後の直近の総会において報告することとなります。以上でございます。

議長

議案第1号について説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第1号については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、買受適格証明を受けられない者には該当しないこととして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に議案第2号「農地等の所有権移転について」を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第2号の朗読説明)

なお、議案第2号につきましては、農地法第3条第2項各号に該当する場合は、不許可となるものでございますが、別紙資料1の2ページに記載しておりますように、申請内容及び現地調査における調査結果では、不許可要件には該当しないとのことでございます。以上でございます。

議長

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第2号については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第3号の朗読説明)

なお、議案第3号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の3ページに記載しております。以上でございます。

議長

ここで本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

10番

はい、何もございませんでした。以上です。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第3号については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どお

り決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第4号「農地保有合理化事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第4号の朗読説明)

なお、議案第4号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要でございます。各要件につきましては別紙資料1の3ページに記載しております。以上でございます。

議長

ここで本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

10番

はい、何もございませんでした。以上です。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんから質疑ありませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第4号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第5号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

(議案第5号の朗読説明)

なお、議案第5号の農用地利用集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすことが必要です。各要件につきましては別紙資料1の3ページに記載しております。また、2番の農用地利用集積計画の内容につきましては、農地中間管理事業規定第9条第1項から第5項に定める貸付決定ルールに基づき決定されること、及び機構法第18条第4項第4号に関連し、利用権の設定を受ける者が利用権設定後に耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることが必要です。各条項への適合状況につきましては、別紙資料1の4ページに記載のとおりです。以上です。

議長

ここで本日開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

10番  
議長

はい、何もございませんでした。以上です。

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第5号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第6号「農地移動適正化あっせん基準価格について」を議題とします。事務局に、議案の説明を求めます。

事務局

ご説明いたします。まず、あっせん基準価格につきましては、「網走市農地移動適正化あっせん基準」の規定に基づき農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を図ることを目的として定めることとされております。このことに基づきまして、議案第6号「農地移動適正化あっせん基準価格について」におきまして、農地移動適正化あっせん事業に適用する基準価格を次のように設定したいので審議を求めるものでございます。

1. 令和3年度のあっせん価格については、農地価格の上限を36万円に据え置き、令和3年4月1日から施行する。
2. 農地のあっせん価格等を次のとおり定める。ただし、昨年度と変更はございません。

なお、あっせん基準価格につきましては、毎年3月に必要に応じて改定することになっており、網走市農業委員会組織規程に基づき、農地常任委員会において2月の同委員会において改定について議論されております。以上でございます。

議長

ここで2月に開催されました農地常任委員会における審議結果について、委員長の報告を求めます。

10番

本件につきましては、2月の農地常任委員会において議論したところでございます。あっせん基準価格につきましては、令和2年度に見直しを行っており、令和3年度のあっせん基準価格については据え置きが妥当との結論に至ったところでございます。以上でございます。

議長

議案の説明、委員長報告が終わりましたので、これより質疑を行います。何か皆さんからご質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、お諮りいたします。議案第6号「農地移動適正化あっせん基準価格について」は原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

議長

以上で、議案の審議は全て終了いたしましたので、網走市農業委員会第9回総会を閉会いたします。